



カール・シュミット入門
思想・状況・人物像

ラインハルト・メーリング著
藤崎剛人訳

書肆心水

CARL SCHMITT ZUR EINFÜHRUNG
by Reinhard Mehring

Copyright © 2011 by Junius Verlag GmbH

Japanese translation published by arrangement with Junius Verlag
through The English Agency (Japan) Ltd.

カール・シュミット入門

目次

1 序論——集団の政治的自由についての法理論 11

2 「理念」から主権へ 18

三〇年代までの経歴 18

文学と詩の区別 24

主権法 27

3 国法学による近代憲法の脱構築 40

衝撃の源としてのナショナリズムの情動 40

議会主義の脱構築 42

「憲法論」における自由主義と民主主義の対立 49

大統領体制に対する懸念 57

4 「第三の国」の正当化 72

ナチス政権下でのシュミットの役割 72

「国民社会主義法思想」の一種——指導者の「意志と計画」としての法理論
ナチス国家機構の意味解釈 83

「失脚」と修正 86

ライヒとしての「第三帝国」 92

5 一九四五年以後のカール・シュミット 99

過去の克服 99

主権論を批判する取り組み／同一化を利用した弁明の開始／自身の鏡像としての文学

单一化された世界に立つ一人のパルチザン 112

連邦共和国への批判 119

『政治神学II』——自己解釈および構想 125

理論の発展についてのまとめ 129

6 影響力と時局性 130

カール・シュミットの修辞法 130

学術教師 135

学生の移り変わり 145

敵としての友、敵としての学生 161

哲学的批評家の抗議 165

法理論の現実通用性——法体系の理念性と合理性 169

結論の代わりに——政治的なものとその限界

17-3

年譜

187

日本語版へのあとがき

192

訳者あとがき——「陰鬱な教師」

としてのラインハルト・メリング

206

文献リスト

225

註

246

索引

252

1 序論——集団の政治的自由についての法理論

カール・シュミットの著作のほとんどは、差し迫った具体的かつ実務的な問題に対する解答として書かれたものである。シュミットの著作では、そうした問題を根本的にかつ徹底的に検討しているため、読者はシュミットが、一つの一貫した理論をつくろうと努力しているように思ってしまう。つまり、彼があらゆる憲法問題を総合するような憲法理論をつくろうとしているようみえるのだ。しかしながら、シュミットの数多ある著作を読んでも、彼の法学者としての憲法思想の統一性、彼の憲法論体系の個性は、まったく見出されることはない。シュミットは、彼とは正反対の人物であるハンス・ケルゼンのように、ある一つの根源から全ての議論を開拓させようとはしていないのだ。憲法学の教本である『憲法論』を一九二八年に公刊したあとでさえも、彼の理論への取り組みは流動的なままだった。それなのに、彼は秘教的なやり方で、自分の仕事に見せかけの統一性を与えた。シュミットが著作の中で思わせぶりな態度を取ると、皆まるで魔法でもかかったかのように、シュミットの著作を解釈しようとした。シュミットは、自分自身がかくてつもない理論の所有者であるかのように装い、しかしその具体的な内容については未解決

のままにしておいたのである。

従つて研究のうえでは、カール・シュミットが「古典作家」として対決するに値する人物であるかは議論の余地がある。とはいへ、彼の仕事が、二〇世紀という時代の記録であることに異論はない。それらは歴史的・政治的な観点から取り組まれるべき対象なのである。シュミットは、戦間期ドイツの急進主義を代表する人物である。換言すれば、シュミットはドイツにおける「中庸」の欠如を代表しているのである^{*1}。常に彼は専門分野や大学の領域を越えて影響を及ぼすことを選んできた。彼は国法、とりわけヴァイマル共和国およびナチスの国法について、政治的には極めて問題である独特の方法で教授していたのであつた。それゆえシュミットは、彼の学問上の教師であり行為理論としての社会学の創造者マックス・ヴェーバーが主張したような、「学問」と「職業としての政治」の分離を行わなかつた。政治的には、シュミットは自分自身を——一九四〇年の論文集においてあからさまに副題にしたように——「ヴァイマル・ジュネーヴ・ヴエルサイユとの闘い」の渦中にあるとみなしていた。彼はヴァイマル憲法とジュネーヴの国際連盟を、ヴエルサイユ講和条約に基づく法的制裁であると考えていた。当時のドイツ人の大半がそうであったよう、彼にとってヴエルサイユ条約は、一九一八年の勝者による「命令」であり、不当な講和として感じられるものなのであつた。さらに、彼はまた、自らが「法学におけるユダヤ精神との闘い」の渦中にあるとも考えていた。彼は、「ユダヤ人」著作家との闘争の中で自身の立場と概念を貫徹しようとした。政治的には、シュミットは極端に右よりだつた。

カール・シュミットのヴァイマル共和国^{*2}とナチズムへの態度は、国際的な議論の対象とな

つてゐる。新しい資料が明らかにされることによつて、議論には絶えず新しい刺激が与えられてゐる。シュミットが、一九三〇年から三三年までの間、ヴァイマル共和国の崩壊期に際して、強い大統領と権威主義的な憲法変遷を選択する立場をとり、一九三三年三月以降はナチスの権力掌握を支持したことに対する疑いはない。彼は法と政治についての影響力のある助言者になつた。このことから、彼がそうした助言者であつたことと、彼の著作との距離はどれだけあつたのかを問うことができよう。彼のその当時の著作は、単に書き溜めてきたものを世に出したにすぎないのだろうか。それとも法政治的な影響力も狙つていたのだろうか。より先鋭化した問いを立てれば、次のようなものとなる。すなわち、シュミットの本質は学者なのだろうか。それとも政治家なのだろうか。彼の学問は、ひょっとすると彼の政治参加の隠れ蓑になつてゐるだけなのではないか。どうしてこれほどの博識で洞察力に富んだ思想家が、あのような反自由主義で反ユダヤ主義の行動者になつたのだろうか。彼はナチス政権下での自分自身をどのように考え、どのように振る舞つたのだろうか。^{*30}

この問い合わせに答えるのは容易ではない。シュミットは厄介な作家なのだ。彼の仕事は、鋭さと深遠性、無意味さと狂氣の混合物である。読者は、時間を無駄にせずに、思慮深く、具体的で生産的な付き合い方を見つける必要がある。彼の仕事に取り組むためには、ある種の解釈学的な情熱と並んで、極めて学際的な知見および関心を必要とする。シュミットは彼の法学を「政治神学」^{*4}の表題のもとで発展させた。そのため、「シュミットは自身の仕事を「信仰の従順」^{*5}に従属させていた、神学の「政治家」として啓示を受けた敬虔なキリスト教徒であった」というテーマ

2 「理念」から主権へ

三〇年代までの経歴

シュミットは一八八八年に産まれ、一九八五年に九六歳で死んだ。彼は一九七〇年代まで本、小冊子、無数の記事や論文を発表し続けた。彼が体験した四つの政治体制は、一人の人間が一生のうちに体験できるものとしては、ほとんど全てであつただろう。彼の著作は、二〇世紀ドイツ国民史が辿つた危険な道の反映である。シュミットは一九五八年に、自分自身にとつての時代の区切り方で、「七〇年にわたる人生の、その主人たちの系譜、つまり人生を駆け抜けていつた秩序たちへの回顧」を記録している。

1. 幼年時代——一八八八～一九〇〇
ザウアーラントの場所喪失的な、モーザル川岸辺の、国家の敵とレッテルを貼られた家族のカトリック信仰
2. 少年時代——一九〇〇～一九〇七

脱全体主義的な寄宿学校の教権主義——人文主義教育の相対化としての

青年時代——一九〇七～一九一八

脱ヘルム化されたヴィルヘルム主義の影響を受けた大プロイセンと新カント派

壮年時代——一九一九～一九三二

脱プロイセン化されたドイツ性——自由民主主義的なヴァイマル気質とそれへの強い国民的反動（反ヴェルサイユ）

熟年時代——一九三三～一九四五

シュトラウビンガーの兄弟「ヒトラー」による解放された大ドイツ性——国内亡命とともに

老年時代——一九四五～一九五八

解放された反ファシズム——基本法一三一条という恵みのパンとともに

1の支配秩序——やさしい司祭のおじいさんと文化闘争の記憶

2の支配秩序——寄宿舎の監督と愛国的な工場主

3の支配秩序——ヴィルヘルム時代の文官と武官（基本的に穏やか）

4の支配秩序——数多くの自由を伴つた真の多元主義

5の支配秩序——親分、権力亡者、狂人

6の支配秩序——シャイロックと、うわべだけ賢者ナーテンぶつてゐる追随者（Gl, 370）

3 国法学による近代憲法の脱構築

衝撃の源としてのナショナリズムの情動

ヴエルサイユ条約によつて、ドイツは大きく領土を喪失し、賠償金を支払う義務を負つた。さらに、ザールラント、ライン左岸地方およびライン右岸の拠点を占領されることになった。こうした事態は、ドイツの公衆によつて広く耐えがたい「押し付け」として受け止められた。戦争に対する罪がドイツにあるとは信じられないなかつたし、ついに勝ち取つた民族の統一とヨーロッパの大国の地位に原則的には打撃を与えないような平和条約が望まれていたのだ。諸党派は憤激した。それゆえ、社会民主党出身のライヒ首相フイリップ・シャイデマンは、（ベルリン大学の講堂での）国民集会において、嵐のような拍手のもとで、以下のよな声明を発したのだった。

「いかなる手が萎れずにはいられようか。その手がこの鎖で、手を含む我々自身を拘束しなければならないとしたら。」この後、彼は条約の調印を拒否し、職を辞した。人々はとりわけ、いわゆる「戦争犯罪条項」に怒りを燃やした。それは端的にいえば、「戦争による損害に関して、ドイツとその同盟国はその首謀者として責任がある」というものだつた（ヴエルサイユ条約二三一）。

4 「第三の国」^(ライヒ) の正当化

ナチス政権下でのシュミットの役割

シュミットは当時いち早くナチスの権力掌握^{*90}についての革命的意義に気づいており、三月二四日の全権委任法の成立に、権力の正統性の交代をみた。そしてペーベンおよび国務大臣ヨハネス・ボーピッツの招きによって、すでに四月上旬には、諸邦の強制的均制化のためのライヒ代官法の作成に協力した。彼は今や新しい「精神」に恭順し、一九三三年五月一日にナチスに入党し、まさに例の「合法革命」としての権力掌握を正当化した。しかし「合法革命」こそ『合法性と正統性』で彼がその危険性を警告していたはずのものであった。ライヒ代官法の仕事によつて、一九三三年の四月上旬、シュミットはヘルマン・ゲーリング、ヴィルヘルム・フリック、ローラント・ライスラーらの党の幹部の知己を得た。ゲーリングは、ナチス政権における彼の最初の庇護者になつた。ケルン大学での夏学期は、「桂冠法学者」^{*91}としての彼の最初の足ならしであつた。ただちにシュミットは、当地のナチス活動家と接触し、党のイベントに参加し、まもなくハンス・フランクと出会う。以後、フランクはシュミットのナチス政権での最も重要な庇護者とな

5 一九四五年以後のカール・シュミット

過去の克服

カール・シュミットは、一九四五年当時はベルリンにいた。四月三〇日、彼はソビエト軍に逮捕されたが、尋問されたのち、再び自由になった。その夏、彼は「攻撃戦争の国際法上の犯罪化」について、法学的鑑定意見を書いた。九月、アメリカ軍が彼の住居の家宅捜査を行い、蔵書を差し押さえ、彼を逮捕した。彼は獄中で、自分自身の「時代経験」について、いくつかる文章を書いた。一九四六年の一〇月、シュミットは解放されたが、一九四七年の五月末、再び逮捕され、ニュルンベルクへと送られた。彼をニュルンベルク戦争犯罪訴訟の被告人あるいは証人として召喚することが検討されていたのだ。検事ロバート・ケンプナーはいくつかの質問に書面で回答するよう命じた。貴殿はどれだけの期間、ヒトラーの大圏域戦略を理論的に基礎付けることに貢献していたのか。貴殿は攻撃戦争およびそれに伴う犯罪行為の準備に、決定権のある立場、例えばライヒ官房の大臣もしくは長官の立場で関わっていたのか。なぜドイツの内閣官房はヒトラーに従つたのか。シュミットは、自分自身が枢密顧問官という「風変わりで奇妙な状況」に置か

6 影響力と時局性

カール・シュミットの修辞法

カール・シュミットの修辞技術は見事である。様々な形式を優雅に使いこなし、法的な文脈を超えて広範囲の読者に、学際的に議論を投げかけた。彼は自由主義から民主主義への移り変わりは、メディアの発展による政治的公共性の変化に由来すると考えた。「学問的な思考（……）が可能だったのは、市民的自由主義の枠が存在した短い幸福な時代にだけのことだったよ。」彼はかつて、彼の著作の出版者ルートヴィヒ・フォイヒトヴァンガーにそう述べたことがある^{*153}。一九二五年、雑誌編集者プリンツ・ロマンに、彼は手紙を送っている。「雑誌は自由主義の時代の範疇に属します。その時代は、議論や対話がまだ信じられていました。そう、ロマン主義的な同時代人の中ですね。」^{*154} シュミットは、時事評論家的なやり方はもうジリ貧であり、論争的で論証的なスタイルを取つていくべきだと主張したのであつた。

法律家たちの間では、シュミットはしばしば「芸術家タイプ」と思われることがある。彼は、講演、論文、論文集、単著（短いのも長いのも）、報告、といった、あらゆる学術的方法で仕事を

年譜

- 一八八八年 七月一八日 ヴエストファーレン地方のプレッテンベルクに産まれる。
- 一九〇七年 法学部入学。ベルリン、ミュンヘン、シュトラスブルクで学ぶ。
- 一九一〇年 『罪と罪責法』で司法試験に合格し学位を取得。指導教官フリツ・ファン・カルカーに大きな影響を受ける。デュッセルドルフ高等裁判所で司補見習い。
- 一九一二年 『法律と判決』。カリタ・(ファン・)ドロティイッチと出会う。フレゴ・アム・ツェーンホーフ、テオドール・トイブラーと出会う。
- 一九一四年 親友フリツ・アイスラー死去。ゲオルク・アイスラーと親しい交友関係となる(一九三三年まで)。
- 一九一五年 二次司法試験に合格。カリタ・(ファン・)ドロティイッチと結婚。ミュンヘンの軍行政機関の臨時司令部で軍務につく。
- 一九一六年 イブラーの『北極光』。
- 一九一四年の単著『国家の価値と個人の意義』で教授資格取得。『テオドール・ド

日本語版へのあとがき

I

この入門書の最初の版は、一九九二年に出版された。カール・シュミット（一八八八—一九八五）は、その数年前に亡くなつたばかりで、まだ遺品の研究をすることはできなかつた。ざつくばらんに「シュミット騒ぎ」とでも名付けるべき、積極的な国際的シュミット受容もまさにまだ始まつたばかりだつた。二〇〇一年に新しい版が出て、二〇〇六年にわずかな改訂を行つた。二〇〇九年に私は包括的なシュミットの伝記を著したが^{*213}、そのとき用いた新しい資料と多角的な視点をもとに新しい版を作成した。この二〇一一年版は、二〇一七年にアップデートを行い、あとがきを増補した。そして私は今、日本語版のためにこのあとがきを書いている。翻訳者の藤崎剛人氏には感謝を申し上げたい。

二〇一三年九月、私は北海道大学の権左武志教授に招かれ、京都と東京で講演を行つた。東京タワーの近くの、汐留の世界貿易センタービルの展望台を訪れたとき、私の目一杯に飛び込んできたのは、どこまでもどこまでも、地平線まで続く、完全に都市化された街並みの光景だつた。それ以来、私は自分の学生たちに次のように伝えることにしている。「我々ドイツ人は一九四五年以降、「西欧との結びつき」によつて、NATOおよび「欧米」の立場に立つた「大西洋」思

訳者あとがき——「陰鬱な教師」としてのラインハルト・メーリング

藤崎剛人

—

本書は一九九九年にユニウス出版から刊行されたラインハルト・メーリング “Carl Schmitt zur Einführung” の翻訳である。底本としたのは二〇一七年版だが、「あとがき」だけは著者の希望により、二〇二〇年に書き下ろされたものに差し替えて使用している。この本では、カール・シュミットのものをを中心に、様々な文献が引用されている。引用文については、邦語訳があるものも含めて全て一から訳出し直している。

改めて述べる必要もないことだが、カール・シュミットは二十世紀ドイツを代表する法学者の人である。彼はヴァイマル時代には反実証主義的な国法学者として、また政治的には反議会主義者であり、大統領内閣の擁護者として知られていたが、ヒトラーが政権を握ると一転、ナチスの「桂冠法学者」として世界にその名を轟かせることになった。戦後は公職追放のため表舞台から退くが、著作の刊行は続けており、西ドイツの保守思想に一定の影響力を残した。

シュミットは、一九七〇年に最後の著作を刊行したのち、一九八五年まで生きた。シュミットは生前から様々な学問の研究対象だったが、彼の遺稿や書簡集を手にすることは、比較的近年のことなのだ。シュミットの戦後の日記『グロッサリウム』の刊行（一九九一年）を皮切りに、

ショミット研究の新たな時代が始まる。未知の資料が公刊されたり、何かショミットを連想させる国際的事件が起こつたりするたびに、「ショミット・ブルム」と呼ばれるようなりバイバルが起つていく。その間も、この本の著者ラインハルト・メーリングは継続してショミットの資料研究に励んでいた。この入門書はその成果の一である。

著者も述べている通りショミットの遺稿は死後三十年以上たつてもなお引き続き刊行が続いている。この入門書は初版と比べて大幅な改訂が加えられてくる。書き下ろされた「あとがき」には二〇一七年から二〇二〇年までの資料研究の進展にも触れられている。

著者のラインハルト・メーリングは一九五九年生まれ。一九八八年にカール・ショミットの研究で、フライブルク大学で博士号を取得するが、常勤職に就いたのは遅く、私講師等を経て二〇〇七年、ハイデルベルク教育大学の政治学教授となつた。ただ、メーリングの専門は政治学というよりはむしろ哲学であり、ハイデガー研究でも業績を残している。⁽¹⁾また文学研究でもトマス・マンについての研究書があり、このような多彩な人文知は本書からも分かるとおり、ショミット研究にも大いに生かされているといえよう。

この入門書をのぞくメーリングによるショミット関連著書は、次の通りである。

- Pathetisches Denken. Carl Schmitts Denkweg am Leitfaden Hegels: Katholische Grundstellung und antimarxistische Hegelstrategie, Duncker & Humblot, Berlin 1989
- Carl Schmitt. Aufstieg und Fall. Eine Biographie, Beck-Verlag, München 2009
- Kriegstechniker des Begriffs. Biographische Studien zu Carl Schmitt. Mohr Siebeck, Tübingen 2014
- Carl Schmitt: Denker im Widerstreit: Werk – Wirkung – Aktualität. Verlag Karl Alber, Freiburg 2017
- Vom Umgang mit Carl Schmitt. Die Forschungsdynamik der letzten Epoche im Rezensionsspiegel. Nomos,

• Carl Schmitts Gegenrevolution. CEP Europäische Verlagsanstalt, Hamburg 2021

しかしながら、いよいよ列挙したメーリングの著書で、邦語に翻訳されているものはない。ここ五年以内に刊行されたものについてはやむをえない面があるが、二〇〇九年および二〇一四年の伝記的研究については、私見を述べれば、早急に出版されるべきだろ。現在の邦訳文献には、カール・ショミットの伝記情報が更新されていないものが見受けられる。ショミットの存命中に書かれたような古い伝記、たとえば日本では現在でもえ翻訳が参考されることも多いベンダースキーなどでは、もちろん晩年の状況は窺い知れないし、前半生についても曖昧にしか書かれていません。ショミット自身が語った「神話」を鵜呑みにしたような記述さえもある。たとえばショミットが離婚した最初の妻は、かつては単に「詐欺師」と記述されることが多かつたが、現在ではこのようなショミット側が裁判のために持ち出した説明に基づく人物像は、幾分か修正されているのである。

日本でカール・ショミットを研究していく、最も厄介な問題は、先行研究の指向性が非常に多様なことである。もちろん研究者は先人と同じことをやっていても意味がないので、それぞれ何かオリジナルの観点を見出そうと努力する。しかしショミットの場合、諸研究の間の共通言語を発見することができなければならない。たとえば純粹な憲法学的観点からの研究と国際関係論的観点から的研究では、参照されるショミットの著作や概念がまったく異なることがある。

これがカントやハイデガーならば、恐らくこうはならない。たとえばカントの永久平和論を政治学的に研究している人でも、三批判書の精読を行わない人はいないだろう。しかしショミットの場合、極端な場合、『政治的なものの概念』をまったく読まずとも法学に関する論文を書くことができてしまうし、彼のドイブラー論やハムレット論は、憲法に関する仕事を理解せずとも読むことが

できてしまう。

加えて、カール・シュミットには全集が存在しない。全集をつくろうという機運も本国においてすら（私の知る限りでは）存在しない。これは本著にも書かれているようにシュミットの出版物、あるいは書簡などの資料の点数が膨大であり、加えて彼が比較的近年まで生存していたことにより、著作権や遺品の整理すらまだ追いついていないという事情もある。しかし、やはり全集が存在しないことも、シュミットの仕事を総体として理解する視点を持つことが難しくなっている原因には違いない。

このような状況下、ラインハルト・マーリングのような本国で活躍しているシュミット研究者の二次文献に取り組むことは、研究上の視点を確立するうえでも重要な役割をもつ。にもかかわらず、すでに述べたように、マーリングの研究は、短い論文の翻訳が散発的に雑誌に掲載された以外は、日本語に翻訳され出版されたことはこれまで一度もない。その理由だけでも、この翻訳書が公刊される意義はあるといえよう。シュミットの入門書自体は、日本人研究者の先達たちが書いたものが存在しているが、ドイツ人の書いたものの日本語訳が存在しないという状況は、あまり健全な環境とはいえないだろう。

この本は入門書として書かれているが、シュミットの交友関係や研究史に関する情報は研究者にとっても有益であり、幅広い読者層に役立つものとなっている。

二

では、簡単に内容を見てみよう。この本の原文は、著者マーリングの隠喩やユーモアに満ちた豊穣なレトリックとともに書かれていたが、訳者の能力不足により、一部散文的に訳さざるをえなか

つたのは心苦しく思つてゐる。

さて、メーリングはこの本は「伝記ではない」と述べており（本書110頁）、確かにシュミット思想を彼の生涯に即して單發的に紹介するだけの入門書ではない構成をとつてゐる。ただし本書の五章までに関しては、シュミットの足跡を時系列的に追うこともできる。

前半では、第一章でまずカール・シュミットの自己評価を『グロッサリウム』から引用し、彼が後年にそう見られることを願つて書いた「伝説」を紹介しながら、シュミットの事績が、それぞれの時代に書かれた著作を中心に、時系列に検討していく。メーリングが行おうとしているのは、この本の読者として想定される初学者に対し、シュミットの「伝説」に感化されないような批判的視点を提供することである。特に、シュミットとナチス政権との距離については、主要な問題として検証が加えられる。Nationalsozialismusの訳は、歴史用語としては「国民社会主義」が正確だが、この本では専ら歴史上の評価が確定した「ナチズム」について述べているので、引用等の例外を除いて「ナチス」あるいは「ナチズム」と俗流に訳してある。

メーリングは、一章からずつとシュミットを反自由主義者として強調している。これはナチスとシュミットの連續性を矛盾なく叙述するための布石だったと言つてもよい。より踏み込んで言えば、この入門書自体のテーマが、自由主義者の立場からみたカール・シュミットとその理論なのである。

第三章ではヴァイマル時代末期のシュミットが権威主義国家を擁護したことなどが述べられるが、メーリングはこれを評価しない。シュミットは、ヴァイマル共和国を量的な全体国家（Der quantitativer Staat）だと考えていた。これは「質的な全体国家（Der qualitativ totale Staat）」と対比されるシユミットの概念で、政党が様々な利権を代表することによって、社会生活のあらゆることに国家が関与せざるをえなくなるという意味で「全体的」な国家のことである。この国家は、様々な利権団

体に配慮する必要があるため、国家の政策に一貫性がなくなる。それに對してシュミットは、いわば「決められる政治」としての「質的な全体國家」の優位を主張した。これがシュミットのナチス支持の布石となつたと考えられている。

第四章は本格的に、シュミットのナチス加担が主題となつており、伝記的な記述の中では最も重要な個所である。カール・シュミットは少なくとも一九三〇年代の一時期は、ナチスの「桂冠法学者」であったことは動かせない歴史の事実であり、彼がいかにナチスを擁護し、反ユダヤ主義に加担したかが述べられている。「反ユダヤ主義」は、図式的にいえば十九世紀までは宗教上の差別であつたが、十九世紀以降は人種理論を根拠にするようになつたとされる。しかし厳密にはこのような単純な区別が常に成立するわけでもないので、Antijudaismus との比較で「反セム主義」あるいは「人種的反ユダヤ主義」と訳されることもある Antisemitismus を、この翻訳書では単に「反ユダヤ主義」と訳した。ただし Antijudaismus と Antisemitismus の区別が問題になつてゐる箇所では、前者を「反ユダヤ教主義」、後者を「人種的反ユダヤ主義」と訳した。

訳者のような日本人は、シュミットが反ユダヤ主義者だったとしても、比較的容易にシュミット理論の「選択的受容」ができる。だがドイツ人にとってはそうではない。ナチスとシュミットという問題は、丁寧に扱わるべき永遠の課題なのである。

一九八五年のシュミットの死亡時、当時の西ドイツのメディアは、全体としてはシュミットを「ナチスの桂冠法学者」として取り扱っていた。一方でシュミットにゆかりのある研究者などは、シュミットのナチズムへの加担を相対化するような論陣を張つてゐる。たとえばアメリカでのシュミット研究の先駆けとして知られるジョージ・シュワーバーは、『例外の挑戦』⁽⁵⁾（一九七〇年）で、シュミットに対し甘い立場を取つてゐる。

参照可能な資料が少なかつた八〇年代頃までは、シュミットはナチスだったか否かの論争は、論者の心情によって左右されていた側面があり、現在の観点からは不当な糾弾であつたり無理筋の擁護であつたりするものも目につく。しかしシュミットの死後、当時の日記が公刊され、シュミットの人脈に関する研究が進むにつれて、冷静な実証的精査が行われていくようになった。

今日までに公刊されている資料に基づけば、一九三三年までのシュミットを完全なるナチスのシンパとして位置付けることはできない。二〇一二年、第二次安倍政権の誕生によつて日本国憲法の「改憲危機」が訪れた。その際、緊急事態条項をめぐつて、ヒトラー政権を準備した法としてヴァイマル憲法第四八条が引き合いに出され、四八条の理論家としてカール・シュミットの名前が挙げられることがあつた。しかし、カール・シュミットは確かに大統領の権威主義体制を擁護していたが、ヒトラー政権を望んでいた証拠はない。政治的にはシュライヒャーのような大統領府に近い人物と結びつこうとしていたことが分かつているが、それは本書にも書かれている。

一方で、シュミットは少なくとも一九三六年までは、ナチス政権の法学部門の「思想戦の隊長」のような活動を行なつており、その能動性は面従腹背とは到底呼べないものだつた。ヒトラー政権が誕生した夜、熱を出して寝込んでいたシュミットは、日記に「興奮、喜び、満足」と記述している。相互に矛盾するようなシュミットの言動に一貫性を与えることは出来るのだろうか。

メーリングはシュミットの一九三三年以前と以後を結び付ける要素として、権威主義国家への志向性と反自由主義・反議会主義の思考を挙げている。メーリングによれば、シュミットはヒトラーを支持していなかつたが、ヒンデンブルクを信用もしておらず、ヒンデンブルクが議会主義勢力と妥協する可能性を恐れていた。シュミットは、大統領体制による権威主義国家への道が失敗し、二〇年代に回帰するのであれば、ナチスのほうがましだと考えていた。ゆえに彼は自身の日記に「興

奮、喜び、満足」と書いた（本書六九頁）とメーリングは考へている。

第五章では戦後のシュミットが論じられる。ここでの主題は、ナチス加担に対する自己弁明と法学的問題に関する理論的仕事への回帰である。特にシュミットのライフ・ワークというべき敵概念の探求について述べられている箇所が重要である。

全体の約三分の一を占める第六章では、シュミットの自己解釈、あるいは弟子や友人との関わりにスポットを当てながら、カール・シュミットという人物像が読み解かれることになる。第六章の最終節、及び「あとがき」では、カール・シュミットのアクチュアリティを、現在のドイツが置かれている政治状況を提示しながら検討している。

ここで主題となるのは、シュミットの主著『政治的なものの概念』における敵概念であり、またシュミットが前半生において追求していた「強い国家」である。メーリングはこの入門書の最後ではつきりと自分の主張を述べている。「強い国家」がまさに現在復活しようとしていることに警鐘をならし、そのような風潮に対抗するためにシュミットの理論を活用すべきだというのである。本文の補論のように書かれている「あとがき」は、次のように締めくくられる。この結末の二文は、二〇一七年版も、今回新たに書き下ろされた二〇二〇年版でも変わってはいない。

シュミットの著作に取り組むことに意義とやりがいを求めるならば、彼の「指導者国家」の正当化を彈劾するだけにとどまらず、社会の変化に対するシュミットの分析を追体験し、通常状態が浸食され自由主義および自由主義的法治國家は解体されるだろうというシュミットの理論が、まさに現在進行形で生じていることに危機感を持つことがまず必要である。そうすれば、シュミットを左右逆にして、自由主義的に受け入れることが現実的になる。シュミットが主張

文献リスト

カール・シュミットのより完全な文献リストは、Alain de Benoist, Carl Schmitt. *Bibliographie seiner Schriften und Korrespondenzen*, Berlin 2003 を参照。現行の（従って必然的に不完全なものにならざるをえない）ドイツ国外も網羅した最新の二次文献リストはder Website der Carl-Schmitt-Gesellschaft e. V.

1. カール・シュミットの主要著作の略記号

- AN Antworten in Nürnberg, hrsg. und kommentiert von Helmut Quaritsch, Berlin 2000.
- BP Der Begriff des Politischen. Text von 1932 mit einem Vorwort und drei Corollarien, Berlin 1963. [田中浩・原田武雄訳『政治的なものの概念』未來社、1970年。菅野喜八郎訳「政治的なものの概念」『カール・シュミット著作集I』慈学社、2007年。清水幾太郎訳『政治の本質』中央公論新社、2017年]
- D Die Diktatur. Von den Anfängen des modernen Souveränitätsgedankens bis zum proletarischen Klassenkampf (1921), 4. Aufl., Berlin 1978. [田中浩・原田武雄訳『独裁——近代主権論の起源からプロレタリア階級闘争まで』未來社、1991年]
- DARD Über die drei Arten der rechtswissenschaftlichen Denkens (1934), 2. Aufl., Berlin 1993. [加藤新平・田中成明訳「法的思惟の三種類」『カール・シュミット著作集I』慈学社、2007年]
- DC Donoso Cortés in gesamteuropäischer Interpretation. Vier Aufsätze, Köln 1950.
- ECS Ex Captivitate Salus. Erfahrungen der Zeit 1945/47, Köln 1950. [長尾龍一訳「獄中記——故ヴィルヘルム・アールマン博士を追憶して」『カール・シュミット著作集II』慈学社、2007年]
- FP Frieden oder Pazifismus? Arbeiten zum Völkerrecht und zur internationalen Politik, hrsg. Günter Maschke, Berlin 2005.
- Gl Glossarium. Aufzeichnungen aus den Jahren 1947 bis 1958. Erweiterte, berichtigte und kommentierte Neuauflage, hrsg. Gerd Giesler / Martin Tielke, Berlin 2015.
- GLP Die geistesgeschichtliche Lage der heutigen Parlamentarismus (1923), 2. Aufl., München und Leipzig 1926. [稻葉素之訳『現代議会主義の精神史的地位』みすず書房、1972年。樋口陽一訳『現代議会主義の精

註

- *1 H. Münker, Mitte und Maß. Der Kampf um die richtige Ordnung, Berlin 2010; H. Ottoman, Geschichte des politischen Denkens. Bd. IV/1: Das 20. Jahrhundert. Der Totalitarismus und seine Überwindung, Stuttgart 2010. 参照。
- *2 ヴァイマル共和国に関する入門書は不足してはいない。例えばH. Möller, Weimar. Die unvollendete Demokratie, München 1985; D. Peukert, Die Weimar Republik. Krisenjahre der Klassischen Moderne, Frankfurt 1987 [データレフ・ポイカート、小野清美・田村栄子・原田一美訳『ヴァイマル共和国——古典的近代の危機』名古屋大学出版会、1993年]; H. A. Winkler, Weimar 1918-1933, München, 1993; D. Lehnert, Die Weimarer Republik. Parteistaat und Massengesellschaft, Stuttgart 1999; W. Pyta, Die Weimar Republik, Opladen 2004. また、E. R. Huber, Moderne Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 6/7, Stuttgart 1981/84. 現在までの通史ではUlrich Herbert, Geschichte Deutschlands im 20. Jahrhundert, München 2014.
- *3 B. Rüthers, Carl Schmitt im Dritten Reich. Wissenschaft als Zeitgeist-Verstärkung?, Aufl., München 1990 [ベルント・リュータース、古賀敬太訳『カール・シュミットとナチズム』風行社、1997年]; H. Quaritsch, Positionen und Begriffe Carl Schmitts, 3. Aufl., Berlin 1995 [ヘルムート・クヴァーリチュ、宮本盛太郎訳『カール・シュミットの立場と概念——史料と証言』風行社、1992年] 参照。
- *4 体系的な受容はE.-W. Böckenförde, Politische Theorie und politische Theologie. Bemerkungen zu ihrem gegenseitigen Verhältnis, in: ders., Schriften zu Staat – Gesellschaft – Kirche, Bd. 2, Freiburg 1989, S. 146-158; H. Lübbe, Politische Theologie als Theologie repolitischer Religion, in: J. Taubes (Hg.), Der Fürst dieser Welt. Carl Schmitt und die Folgen, München 1983, S. 45-56; H. Ottmann, Politische Theologie als Begriffsgeschichte.あるいは、近代の政治概念を政治 - 神学的に解説したものとしてはV. Gerhardt (Hg.), Der Begriff der Politik, Stuttgart 1990, S. 169-188; ders., Politische Theologie als Herrschaftskritik und Herrschaftsrelativierung, in: M. Walther (Hg.), Religion und Politik. Zu Theorie und Praxis des theologisch-politischen Komplexes, Baden-Baden 2004, S. 73-83; H. Meier, Was ist Politische Theologie? Einführende Bemerkungen zu einem umstrittenen Begriff, in: J. Assmann, Politische Theologie zwischen Ägypten und Israel, Themenheft 52 der Siemens-Stiftung, München 1991,

ポイムラー 227
ポーピット 72
ボダン 32, 35, 105
ホップズ 32, 35, 83, 90-92, 105,
106, 127, 139, 145, 146, 151, 155,
158, 160, 182, 183, 190, 198, 234
ホドルコフスキイ 148
ボナール 37
ボルト 86
ボルマン 103
ポン 136, 165, 188
マイアー 101, 153
マウンツ 146, 152
マキャベリ 160, 182, 197
マルクアルド 155
マルクーゼ 77, 184
マルクス 195, 199, 233
マルプランシュ 29
マンハイム 105
ミヘルス 46
ミュラー 29, 30, 58, 162
ミュンクラー 158
ムーライ 188
ムッソリーニ 46, 190
ムフ 200
メルヴィル 91
メンデルスゾーン 91
モーラー 101, 119, 147, 200, 214,
218, 219
モーラス 162
モンロー 95
ヤコービ 50, 188, 228
ヤスパース 183

ユリウス・ポン 227
ユンガー, エルнст 44, 52, 98,
101, 115, 136, 164, 165, 189, 197
ユンガー, グレタ 101
ライプホルツ 146
ラバント 133, 141
ランズベルク 227
リッター 154, 155, 191, 197, 227
リット 227
リュータース 75, 88, 161, 246
リュッペ 155
リルケ 120
ルソー 48, 150
レーヴィット 30, 77, 184
レードラー 227
レーニン 117, 199
レンツ 139, 140, 227
レンツ『ケルゼン国家学における権威
と民主主義について』 139
ロアン 130
ローゼンバウム 135, 165, 227
ロート 136
ローマン 137, 138, 141, 143, 146,
154, 156
ローマン「立憲国家における立法権の
委譲（全権委任法の問題），特にド
イツとフランスの国法の違いを考慮
して」 141
ロック 142, 160
ロッシュ 90
ロングリッヒ 235
ワーグナー 25, 26, 81, 122

- | | | | |
|---|--|--------------|---|
| ピンドロス | 77 | フライスラー | 72, 189 |
| ヒンデンブルク | 55, 58, 67-69, 84,
212 | プラウン | 67 |
| ファイヒンガー | 38 | プラオバッハ | 161 |
| ファン・カルカー | 27, 136, 187 | プラジウス | 65 |
| ファン・ラーク | 154 | プラッハー | 166 |
| フィヒテ | 29 | プラトン | 77 |
| プーチン | 148, 202 | フランク, ヴァルター | 89 |
| フーバー | 65, 66, 86, 101, 138, 146,
152-154, 188, 195, 197, 200 | フランク, ハンス | 72, 73, 77, 90,
137, 189, 190, 235 |
| フーバー『ヴァイマル終焉期における
カール・シュミット』 | 65 | フランケンベルク | 160, 161 |
| フーバー『経済管理法』 | 153 | フランツェン | 138 |
| フーバー『憲法』 | 154 | フリーゼンハーン | 86, 137, 138,
143-145, 154, 164, 188 |
| フェーゲリン | 227 | フリードリヒ | 146 |
| フォイクト | 196 | フリック, ヴィルヘルム | 72, 189 |
| フォイヒトヴァンガー, リオン
136 | | フリック, フリードリヒ | 102 |
| フォイヒトヴァンガー, ルートヴィヒ
51, 130, 136, 188 | | ブリューニング | 57, 62, 66 |
| フォルストホフ | 86, 91, 101, 138,
146, 148, 152, 154-156, 166, 188,
190, 191 | ブリンクマン | 227 |
| フォルストホフ『行政法教本』 | 155 | ブルーメンベルク | 101, 126, 128,
200, 233 |
| フォルストホフ『産業社会国家』
155 | | プレスナー | 183, 184 |
| フォルストホフ「諸邦の例外状態」
155 | | フレンケル | 86, 150, 152, 163, 166 |
| フォルストホフ『全体国家』 | 155 | プロイアー | 65, 152, 196 |
| フォン・クライスト | 30 | プロイス | 58 |
| フォン・ショタイン | 133 | ヘーゲル | 19, 20, 22, 28, 29, 43, 45,
79, 80, 90, 106, 107, 115, 118, 127,
128, 133, 150, 154, 156, 182, 183,
195, 199 |
| フォン・ショニッツラー | 228 | ペーターゾン | 125, 126, 128, 136,
164, 188, 197 |
| (フォン・) ドロティッヒ, カリタ
187, 188 | | ヘーン | 89, 90 |
| フォン・バーダー | 30 | ベッカー | 138, 139 |
| フォン・バーベン | 57, 66, 69, 72,
189 | ベッケンフェルデ | 63, 101, 152,
155-157, 197, 200 |
| フォン・ベッケラート | 46, 227 | ヘラー | 50, 51, 166 |
| フォン・レーツ | 81, 236 | ヘラー『国家学』 | 50, 51 |
| フライ | 75 | ヘルダリーン | 26, 77 |
| フライ | 125, 136, 163, 164, 188 | ヘルプスト | 236 |
| | | ヘンニス | 166 |
| | | ベンヤミン | 26 |
| | | ホイス | 165 |

- シェークスピア 110, 111, 199
 シェークスピア『ハムレット』
 110, 111
 シエーラー 124, 161, 183
 シャイデマン 40
 シュターベル 136, 236
 シュタール 91
 シュタインライン 135
 シュテルンベルガー 166, 167, 200
 シュテルンベルガー「政治的なものの
 概念」 166
 シュトラウス 77, 184, 227, 245
 シュナー 101, 152
 シュナイダー 152
 シュープランガー 104, 183, 227
 シュミット 136, 188
 シュミット, アニマ 189, 191
 シュミット, ドゥシカ 57, 136,
 188-190, 195
 シュライヒャー 66, 68, 69, 212
 ショイラー 146
 シラー 103
 ジンガー 227
 スピノザ 91
 スメント 43, 50, 51, 56, 101, 124,
 133, 136, 154, 165, 188
 スメント『憲法と憲法律』 51
 ソクラテス 77
 ゾントハイマー 166
 ゾントハイマー『ヴァイマル共和国の
 反民主主義的精神』 166
 ゾンバルト 101, 195
 タウベス 101, 109, 128, 195
 ダレス 108
 チャーチル 108
 ディドロ 198
 ディドロ『ラモーの甥』 198
 ディルタイ 183
 デカルト 90
 デリダ 200, 222, 234, 245
 ド・メストル 37
- ド・ルーセル 147
 ドイブラー 24-26, 105, 106, 187,
 208
 ドイブラー「パレルモ讃歌」 106
 ドイブラー『北極光』 24, 25
 トーメ 198
 トクヴィル 105
 トドロヴィッチ, ドゥシカ → シュミ
 ット, ドゥシカ
 ドノソ・コルテス 37, 98, 100,
 108, 190
 トマス・アクィナス 156
 トランプ 202
 トリーベル 50
 ニーキッシュ 165
 ニーチェ 26, 38, 134, 150, 158
 ノイス 125, 164, 188
 ノイマン, フォルカー 196
 ノイマン, フランツ 86, 139, 152,
 163, 167
 ハイデガー 22, 23, 26, 77-79, 150,
 183, 197, 207, 208, 220, 227
 ハイデガー「自然、歴史、国家の本質
 と概念について」(演習) 78
 ハイドリヒ 89
 ハイマン 227
 バウアー 81
 ハーマス 47, 150, 166-169, 200,
 231, 245
 パル 162, 172
 ハルトマン 124
 ピスマルク 49, 78
 ピタ 235, 236
 ヒトラー 16, 19, 46, 55, 66, 67, 69,
 70, 77-79, 82, 87, 92, 99, 102, 103,
 107, 166, 197, 206, 212
 ピヒラー 227
 ヒムラー 82, 89
 ビルフィンガー 50, 188

人名（著作等）

アイスラー, ゲオルク 135, 136,
178, 179, 187, 228
アイスラー, フリット 24, 135, 187
アガンベン 200, 217
アドルノ 120, 122
アム・ウェーンホーフ 136, 187
アリストテレス 55, 167
アルバロドーズ 101, 148
アレント 169
アンシュツ 51, 133, 171
イーゼンゼー 152
イエリネック 68, 228
ヴァイス 26, 27
ヴィレムス 155
ヴェーバー, ヴェルナー 86, 138,
139, 188
ヴェーバー, マックス 12, 21, 33,
45, 58, 60, 79, 150, 184, 188
ヴェーラー 236
ヴェッカー 164
ヴォルツェンドルフ 228
エウセビオス 125, 126
エーベルト 58
エックハルト 89, 90, 190
エリツィン 148
エルドアン 202
エンゲルス 117, 199
オーバーハイト 136, 188
オーリウ 79
オットー 22
カウフマン 41, 49, 89, 142
カピタン 147
カント 15, 29, 38, 150, 156, 168,
208
ギュリアン 30, 125, 138, 152, 161-
164
ギュリアン『ドイツ人の手紙』 163
ギュリアン『フランス・カトリシズム
の社会的理念と政治的理念』 162

ギュンター, A・E 136, 164, 236
ギュンター, ハンス・F・K 236
キルケゴール 29
キルシュヴァング 30
キルヒハイマー 43, 86, 138, 139,
152, 163, 167, 188, 197
キルヒハイマー『社会主義とボルシェ
ビキ主義の国家学について』 139
クヴァーリチュ 101, 246
グートヤーレ 90, 137
クーン 77, 184, 227
クライスト 107
クラウス, G 146, 236
クラウス, フェルディナント・ルート
ヴィヒ 236
クリーレ 155
グレーヴェ 146
ケースティング 227
ゲーテ 26, 107, 198, 199
ケーネン 65, 88
ゲーリング 72, 73, 189, 235
ゲーレン 183, 184
ゲリメル 197
ケルゼン 11, 36, 37, 42, 51, 59,
139, 140, 171, 196, 242
ケルゼン『一般国家学』 139
ケルロイター 78
グレス 30
ケンプナー 99, 100
コゼレック 101, 153, 195, 197, 200
コゼレック『批判と危機』 153
コメレル 26
コンスタン 61
コンデ 147
ザイバート 65
ザブロスキ 22
サラン 117
サリン 165
ザリン 227
ザロモン 164, 227
ザンダー 101, 147, 201, 219

- 「總統は法を護持する」 74, 75,
162, 189
- 『大地のノモス』 95, 96, 100, 112,
129, 131, 190
- 『第二帝国の国家構造とその崩壊』
74, 80, 84, 189
- 『立場と概念』 41
- 『罪と罪責法』 27, 129, 187
- 『テオドール・ドイツラーの『北極光』』
24, 25, 187
- 『独裁』 30, 31, 129, 164, 188
- 『トマス・ホップズの国家論としての
レヴィアタン, その政治的シンボル
としての意義と失敗』 → 『レヴィ
アタン』
- 『ナチズムと国際法』 92
- 『ハムレットあるいはヘクバ』
100, 101, 109, 176, 191
- 『バルチザンの理論』 100, 116,
118, 129, 173, 176, 191
- 『物件としてのラインラント』 41,
- 129
- 『ブリュンケン』 24, 133, 170
- 「ベルリン 一九〇七年」 23
- 『法学的思惟の三種類』 74, 76, 80,
189
- 「法治国家の憲法執行」 123
- 『法律と判決』 27, 129, 187
- 「ホップズとデカルトにおける機械と
しての国家」 90
- 「ユダヤ精神と闘争するドイツ法学」
75
- 『ヨーロッパ法学の状況』 98, 100,
190, 204
- 『ラウム外諸勢力からの干渉の禁止を
伴う大圈域秩序』 92, 96
- 『陸と海』 97, 98, 129, 176, 190
- 『レヴィアタン』 90, 129, 190
- 『歴史哲学的自己解釈の統一』 115
- 『ローマ・カトリックとその政治的形
態』 33, 129, 163, 188

索引

五十音順配列。著作名は短い表記（副題扱い等の部分を除く表記）で掲載した。註における歴字綴りのもの、および訳註と訳者あとがきのみにあるものは対象外。原書に索引はなく、この索引は書肆心水が作成したものである。

シュミットの著作等

- 『影絵』 24
「価値の專制について」 124
『教会の可視性』 25
『グロッサリウム』 100, 101, 106,
107, 134, 194, 195, 206, 210
『現代議会主義の精神史的状況』 44,
46, 62, 129, 176, 188
『憲法の番人』 60, 129, 131, 189
『憲法論』 11, 31, 39, 46, 51-57, 78,
84, 122, 129, 143, 156, 169, 175, 176,
185, 189, 191, 216
『憲法論集』 100, 122, 131, 166, 191,
197
「権力あるいは権力者への道について
の対話」 100, 101, 103
「権力との対話」 → 「権力あるいは権
力者への道についての対話」
「攻撃戦争の国際法上の犯罪化」
99-101, 190
「攻撃戦争の国際法上の犯罪化とその
原則」 → 「攻撃戦争の国際法上の
犯罪化」
『合法性と正統性』 62-64, 66, 72,
129, 143, 176, 189
『国際政治における物件としてのライ
ンラント』 41, 188
『国際法としての大圏域秩序』 93,
97, 114, 129, 190

- 『国際連盟の核心問題』 41, 42, 129,
188
『獄中記』 26, 100, 104, 105, 165,
190
『国民社会主義と国際法』 74, 189
『国家・運動・民族』 74, 83-85,
129, 189
『國家の価値と個人の意義』 27,
129, 187
「差別の戦争概念への変化」 93
『差別の戦争概念への変化』 93, 129
「市民の法治国」 56, 112, 123, 148,
150, 156, 185
「取得・分配・牧養」 115
『政治神学』 15, 33, 35-37, 129,
171, 176, 188
『政治神学Ⅱ』 100, 125, 128, 191
『政治的なものの概念』 32, 44, 48,
51, 52, 54, 78, 85, 129, 150, 167, 169,
175, 176, 179-181, 185, 186, 189,
191, 208, 213, 216
『政治的ロマン主義』 28-31, 129,
162, 176, 188
『精神史的状況』 → 『現代議会主義の
精神史的状況』
「一九三四年のベルリンの観衆」
111
「全体国家への道」 62
『全ヨーロッパ的見地からのドノソ・
コルテス解釈』 98, 100, 190